

平成 21 年度 第 1 回 練馬区立公民館運営審議会 会議録

- 1 日時 平成 21 年 7 月 24 日（金） 午後 2 時～午後 3 時 15 分
- 2 場所 練馬公民館 第 1 教室
- 3 出席者 並木委員、高畠委員、川井委員(会長)、三橋委員、中村委員、石塚委員、向後委員、長富委員(副会長)、小澤委員、浅見委員、飴谷委員、高橋委員、吉田委員、かしわざき委員、原委員、藤井委員
(教育委員会)生涯学習部長、生涯学習課長、生涯学習課庶務係長、生涯学習担当係長(社会教育主事)
(事務局)公民館長、副館長、主事
- 4 会議公開の可否 傍聴可
- 5 傍聴者数 2 人
- 6 配布資料 (1)平成 21 年度 第 1 回練馬区立公民館運営審議会資料
(2)2009 ねりま生涯学習：学習・文化ガイドブック

7 会議の概要

1) 委員委嘱式 教育長欠席のため、生涯学習部長より 2 名に委嘱状を伝達

2) 会長・副会長あいさつ

3) 生涯学習部長あいさつ

公民館は、昭和 28 年 10 月、区、区議会、区民の方々が一丸となって開設した歴史がある。昭和 60 年 4 月改築し、練馬図書館併設の現在の建物になりました。

公民館運営審議会は、社会教育法により条例設置しているもので公民館長の諮問機関である。審議会は、公民館における各種事業の企画実施について調査・審議する機関として位置づけられています。

公民館という名称を持っているのは 23 区では練馬区だけです。地方では、名称は公民館だが、住民自治センターや練馬区の地区区民館、区民館と同じような運営内容のところもある。そういう意味では、これからの公民館をどのような組織にしていくのか今後大きな課題になっていくと思う。平成 14・15 年の審議会で、公民館事業のあり方について検討する中で、生涯学習センターという名称に変えようという意見あった。しかし、長い歴史のある公民館という名称は残して欲しいという意見もあり、当面は、公民館という名称のままでいくことになりました。

いずれにしても生涯学習を発展させる中で、その前提となる公民館の事業をどう充実していくのか、是非、今回新しく委嘱された議会選出の 2 名の委員の方々を含め、活発な議論をしていただき、さらに良い公民館の運営に努めていきたい。

4) 委員自己紹介

5) 教育委員会職員・事務局職員紹介

6) 平成 21 年 4～7 月の事業報告について(説明：公民館長、内容省略)

< 質疑・意見なし。了承 >

7) 平成 21 年 8 月以降の事業計画について(説明：公民館長、内容省略)

< 浅見委員 >

観光スポット・遺跡文化など、区民の方にまだまだ浸透してない部分がある。「区民大学事業」ほかで学習する講座を検討しても良いのではないか。

<生涯学習課長>

検討して行く。また、来年の春、開館する石神井公園ふるさと文化館でも観光の部分や伝統文化について学習する事業の実施を検討して行く。

8) 平成 20 年度施設利用実績について (説明: 副館長、内容省略)

<浅見委員>

モニタリングなど行い、お客様の満足度・満足率などは出しているのか。

<館長>

各事業については終了時にアンケートを行い、事業についての満足度は確認しているが、部屋を貸している利用者へのモニタリングはしていない。

<浅見委員>

利用率を出すのも大切だが、カテゴリ別に分けての満足度モニタリング調査は重要ではないか。次回の講座を企画する上で参考になると思う。

<会長>

審議会委員からの意見を参考に検討してもらいたい。

23 区内で公民館は練馬区にしかない中で、多くの皆様には慕ってもらっていると思う。今後も意見を役立てて良い館にしていきたい。

この件については了承したい。

9) その他

時間帯禁煙の試行について (説明: 公民館長)

<館長>

平成 17 年 4 月 26 日から玄関入口、向かって左手の屋外に休憩所(喫煙場所)を設けている。それ以前は公園側入口と 2 階ロビーを喫煙場所として設置していた。

休憩所(喫煙場所)は正面入口近くであり、他の場所への変更を検討して欲しいとの意見があった。完全分煙の場所を確保するには課題も多く、当面は、時間帯禁煙を行うこととした。時間は、午前 10 時から午前 11 時 30 分までと、午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分までの間は禁煙とする。なお、現在 8 月 1 日から試行するという貼紙を館内外で貼紙にて周知している。

<会長>

全体を通しての質問あるか。

<高橋委員>

禁煙時間帯以外であればどこでも吸ってよいのか。

<館長>

禁煙時間帯以外は、今ある休憩所(喫煙場所)での喫煙が可能だが、午前 10 時から午前 11 時 30 分、午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分は全面禁煙となる。

<高橋委員>

館内は、一切禁煙か。

<館長>

現在と同じ、禁煙とする。

<会長>

本日の審議は以上で終了とする。

- 6 月下旬に行われたサークル文化祭のビデオ上映 15 分程度 -

8 問い合わせ先 (事務局)

生涯学習部 生涯学習課 練馬公民館

TEL 3991-1667 FAX 3991-0056

E-mail kouminkan@city.nerima.tokyo.jp